

第4章 分野別将来像

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の課題

① 豊かな自然環境・農地と調和したまちづくり

常陸太田市の都市計画区域は、北側に山地が広がり、久慈川や里川などの清流が流れる自然に恵まれた場所にあります。この豊かな自然を後世に伝えていくため、土地の有効利用に努め、自然環境と都市環境とが調和するまちづくりを目指していく必要があります。また、南側の平地部や丘陵部に広がる農地は、周囲の豊かな自然とともに美しい景観を形成する重要な要素であり、農業としての常陸太田市の産業を支える大きな役割を担っています。特に梨やぶどう栽培は観光としての役割も含めてまちづくりでの活用が期待されています。

さらに、市街地の北西部を中心として、農地や農村集落などの農業と市街地が調和する田園環境が維持されていますが、今後の人口減少などを踏まえると、新たな宅地化などが進みにくい可能性があるため、市街化区域内であっても未利用地の整除等に努め、都市環境と農業環境の調和するまちづくりを図ることが考えられます。

② 快適な居住環境の維持

常陸太田市街地は住宅地の割合が高く、「住宅市街地」としての側面が比較的強い都市です。本市の住宅地は、土地区画整理事業により都市基盤が整備された地区もありますが、たとえば鯨ヶ丘地区周辺のように木造家屋が密集し、道路が狭く、公園・広場等が少ない地域もあります。また、家屋の老朽化等により空き家化している宅地もあります。今後の少子高齢社会や人口減少社会に対応するため、立地適正化計画の集約と連携の考え方を踏まえ、日常的な生活を支える都市機能などを集約し、拠点間の連携を強化することで良質な居住環境の維持を図る必要があります。

③ 商業・業務、工業などの産業振興

常陸太田市の用途地域は、商業系・工業系用途地域の割合が比較的低い状況にあります。若者の定着を進めるためには産業の振興は必要不可欠です。特に商業地については、古くから常陸太田市の中心的商業地である鯨ヶ丘地区と、沿道型の商業施設などが並ぶ国道 349 号バイパス沿道地区は、本市の中心機能を有する拠点市街地であるため、地域の特色を活かして相互の活性化を図る必要があります。さらに、広域的な商業などの集積が期待される国道 349 号バイパス沿道地区については、積極的に都市基盤施設などの整備を進めるとともに、鯨ヶ丘地区や国道 349 号（旧道）沿道と連携し、高次な都市機能と周辺地区の人口の集積を支え続ける必要があります。



また、計画的に整備されている常陸太田工業団地では、本市の産業拠点となる地域として良好な生産環境の維持・向上を図る必要があります。工業系の用途地域が指定されている大森地区の一部では、未利用地が多い状況であり、中長期的には土地所有者の意向を踏まえながら今後の土地利用について検討していく必要があります。

(2) 土地利用方針

① 広域商業・業務地

広域的な商業などの集積が期待される国道 349 号バイパス沿道地区では、良好な市街地環境の整備を図るとともに、積極的に商業施設や業務施設等の立地の誘導を図るなど、魅力ある市街地づくりを進めます。さらに、観光・商業の機能を持つ JR 常陸太田駅周辺地区や鯨ヶ丘地区、近隣商業・公共施設が集積する国道 349 号（旧道）沿道といった周辺の地区との連携を図ることで、広域的に人を惹き付け、高次の都市機能と人口集積を支え続けられる市街地の形成を目指します。

② 近隣商業・観光商業・業務地

JR 常陸太田駅周辺地区や鯨ヶ丘地区は、歴史的市街地と生活市街地が共存する地区です。

JR 常陸太田駅周辺地区は、鉄道駅を含めた周辺市街地の面的整備事業を推進することで、鉄道やバスなどの交通利便性を高めると共に、交流施設や観光案内を含む情報発信機能等の充実を図り、都市機能の向上を目指します。

鯨ヶ丘地区は、近隣型の商業地であるとともに、常陸太田の歴史・文化を色濃く残す観光資源がたくさん残されていることから、歴史的街なみを活かした景観の形成に努めるとともに、より多くの観光客を呼び込むことのできる店舗の立地を促進します。

国道 349 号（旧道）沿道は、合併により拡大した市域に対応した公共施設や大規模商業施設などが集積する地区です。そのため、立地適正化計画等と連携し、近隣型の商業地・業務地として、市民の日常生活における利便性を確保します。また、用途地域が準工業地域に指定されている地区については、土地利用の変化を踏まえながら、沿道型の商業地という地域の現状にあった用途地域への変更を検討し、公共空間の利活用を含め、適正な土地利用の誘導を図ります。さらに、国道 349 号バイパス沿道地区と連携し、広域的な商業も担う地区の形成を目指します。

なお、鯨ヶ丘地区で商業地域に指定されている地区については、近隣型の商業地や観光型の商業地に合った用途地域への変更や、さらには人口集積が高い実態を踏まえた用途地域への変更を含めて検討し、適正な土地利用の誘導を図ります。

③ 工業地

常陸太田工業団地、大森町周辺を対象とします。この地区は、企業誘致の推進工業地として産業振興を図る地区です。

常陸太田工業団地については、既に完売し、大部分が企業立地済みであるため、引き続き、常陸太田市の工業拠点として位置づけ、周辺環境との調和、生産環境の向上等に努めます。

工業系用途地域が配置されている大森地区の一部については、地形条件等の課題から都市的土地利用が図られていない未利用地が多いため、企業の立地需要や土地所有者の意向を踏まえつつ、工業以外の土地利用への転換や自然的土地利用への土地利用方針の変更を検討します。

④ 住宅地

現在、住宅を中心として建物立地が進んでいる地区を対象とします。

立地適正化計画の集約と連携の考え方を踏まえ、中心市街地周辺や郊外の住宅団地などにおいて、日常生活における利便性を確保し、良好な住環境を維持することで、若者世代をはじめとして、定住促進を図ります。

街路や公園など都市基盤が整備された大規模開発団地や土地区画整理事業整備済み地区等においては、現在の良好な居住環境の維持・保全を図ります。また、公園の整備状況を踏まえ、施設の形態制限や用途地域の変更等を検討し、適正な土地利用の誘導を図ります。住宅団地として開発された佐竹南台団地地区、四季の丘はたそめ地区、真弓ヶ丘団地地区は、地区計画制度をはじめとするまちづくりのルールなどの活用とともに、住宅用地内の空き地対策等を図り、良好な住環境を将来にわたって維持・保全していきます。

既成市街地の住宅地は、道路や公園などの都市基盤整備、公共施設のバリアフリー化、緑化推進、空き家の有効活用等を図りながら快適な居住空間の形成を進めるとともに、一部の建物密集地区では、安全性の確保に向けて、避難路としての道路整備や沿道建築物の耐震化、延焼遮断帯や公園等のまとまった空地の整備、住宅の不燃化といった個別整備の手法を検討しながら地域の防災機能向上を目指します。また、向上を進めることにより、良好な住環境の形成を図ります。

新宿地区や磯部地区など、幹線道路沿道の用途地域を変更した地区については、沿道の適正な土地利用を誘導し、生活利便性が確保できるよう、引き続き高度な土地利用促進を図ります。

乱開発を抑えることを目的として金砂郷地区の一部（大里町、薬谷町、久米・大平町の一部）を準都市計画区域に指定しましたが、環境を保全しつつ、まちづくりを進めるため、都市計画法や建築基準法によって良好な住宅開発を誘導します。さらに、国道 293 号と県道が交差する交通結節点において商業施設やサービス施設を中心とする生活拠点機能を維持します。

なお、各種災害履歴や地域の特性などを踏まえ、災害の危険性を考慮した計画的で安全性の高い土地利用を誘導していきます。

⑤ 田園的住宅地

市街化区域内において農地や農業施設、農村集落などが比較的多く残る地区においては、都市環境と農業環境の調和するまちづくりを進めるため、生産緑地地区を指定することにより、都市農地の計画的な保全を図ります。



さらに、農業と調和した住環境を保全するため、田園住居地域などの用途地域への変更を検討することも考えられます。

⑥ 農業集落地

農業集落地は、主に南側平地の河川沿岸に広がる農地・集落を対象とします。農地はおおむね農用地区域に設定されており、今後とも農地の維持・保全を図る地域です。また地域の特産品である梨やぶどうは、観光農園などによりまちづくりの中での活用を図っていきます。

農地周辺にある樹林や河川等の自然環境については、農地と一体となって良好な景観を形成している要素であり、保全を図ります。

また、市街化調整区域内の既存集落については、現在の区域指定制度を維持しながら、無秩序な開発を抑制し、既存集落の維持・保全を図ります。

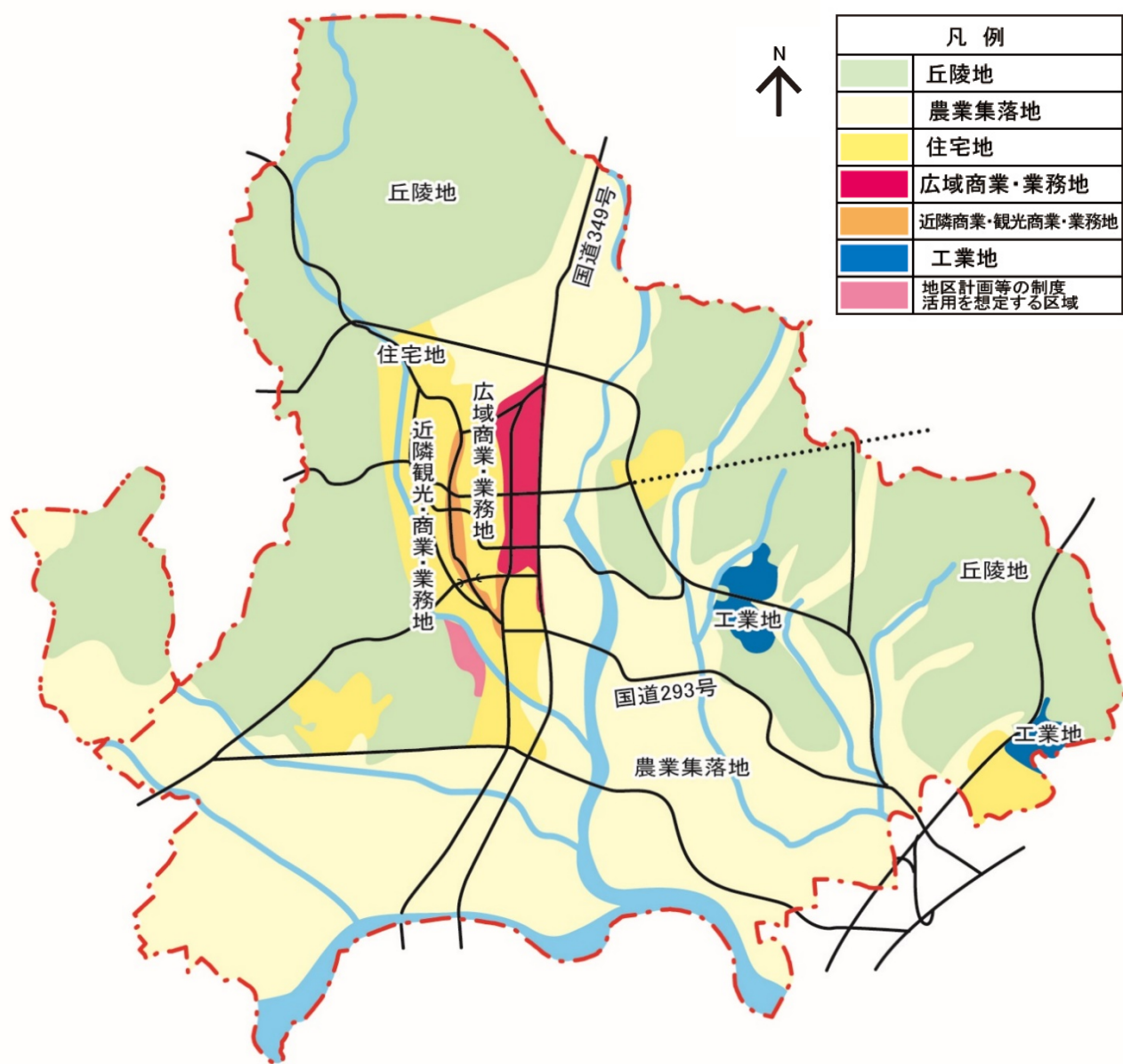
⑦ 丘陵地

丘陵地は、本区域北側の丘陵地上に広がる樹林地、農地や集落等を対象とします。一部の地域には、県を代表する風景地である「太田県立自然公園」や「高鈴県立自然公園」、保安林が指定されており、樹林、河川等の自然環境の保全・育成を図る地域です。

地域内に存する集落地については自然環境と調和した集落形成を図るとともに、居住環境の改善を進めます。

丘陵地には瑞竜山や西山御殿跡（西山荘）、佐竹寺等の史跡・文化財等が立地しており、観光・レクリエーションの拠点となっています。観光・レクリエーションの利便性向上に資する道路や歩道、ハイキングロード、公園等の公共施設整備や駐車場、案内標識等の観光関連施設整備を進めます。

【日立都市計画区域土地利用計画図】





2. 地区計画の方針

(1) 地区計画の課題

地区計画とは、住民の身近な生活空間である地区を対象として、道路や公園などの公共施設の配置や建築物の建て方などに関するルールを定めることにより、地区の良好な環境を整備・保全することを目的とした制度です。

大規模な住宅団地として開発された地区については、建築協定に基づき、建築物の規制誘導を行ってきましたが、建築協定の更新期限や住民の高齢化とともに運営組織の維持が難しくなるといった課題があります。そこで、建築協定を移行または拡充するために良好な住環境などを将来的に渡って保全する地区計画等の制度活用が必要です。

(2) 地区計画活用の方針

① 市街化区域における地区計画等の制度の活用

市街地の整備や開発などが行われ、既に良好な市街地環境が整備されている地区において、引き続き良好な都市環境を維持・保全する制度として地区計画を活用するほか、新たな市街地や拠点地区を形成する際に、将来の良好な都市環境を確保していく制度としても地区計画を活用していきます。

具体的には、四季の丘はたそめ地区において、良好な住環境などを将来にわたって保全するため、既に定められている地区計画を維持します。

佐竹南台団地地区においては、建築協定を移行または拡充するために地区計画制度を活用し、適正な土地利用、都市基盤施設の整備方針、建築物の用途、建築物や工作物の外観などを定めることを検討します。

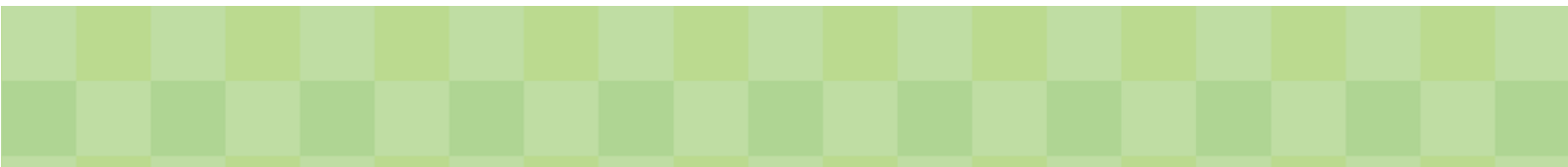
国道 349 号バイパス沿道地区においては、良好な市街地環境及び都市景観の形成等を図るため、地区計画制度を活用し、国道 349 号及びバイパスの結節点に近接した良好な立地条件を生かした広域的な立地を図ることを検討します。

そのほかの地区においても、良好な市街地を形成するため、地区特性や将来像に応じて、きめ細かな地区計画を立案し、活用します。

② 市街化調整区域における地区計画等の制度の活用

地区の活力維持や活性化を図るため、市街化調整区域において地区計画を定めることで開発・整備を行う場合には、茨城県の「市街化調整区域における地区計画の知事同意又は協議にあたっての判断指針」を踏まえて検討します。

市街化区域に隣接する総合福祉会館周辺については、現状では農用地区域に指定されていますが、将来的に市街化への条件が整った段階で、商業・業務・工業・研究開発施設・住宅などに関連する必要な地区計画等の制度を活用することも検討します。



また、市街化調整区域に位置しているものの、良好な都市基盤が既に整っているなど、従来からの良好な住環境が維持されている真弓ヶ丘団地地区では、今後とも良好な住環境などを保全するため、地区計画を維持します。

そのほか、旧学校施設や跡地では、地区計画をはじめとした制度の活用も検討し、土地の適正利用に努めます。



3. 交通施設の整備方針

(1) 交通施設の課題

① 市民活動の広域化と産業振興を支える幹線道路網の形成

モータリゼーションの進展に伴い、就業や通学、買物や娯楽・レジャー活動など、市民の行動範囲はますます広域化しています。また産業活動の発展のためには、物流・人流を担保する基盤道路が不可欠です。こうした活動を支えるために、幹線道路網の充実を図り、産業活動の振興や交流人口の増加につなげる必要があります。

さらに、人口減少社会に対応するため、立地適正化計画のコンパクトなまちづくりと地域交通再編との連携による『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方に基づいた市内の交通ネットワーク（連絡機能）の維持・強化が必要です。

② 狭小な生活道路の解消

一部の住宅地においては、住宅が密集しており宅地に接道する道路が狭小な地区があります。こうした地区では日常生活の利便性の問題だけではなく、災害時には火災延焼や建物倒壊の危険性、緊急車両が入れないなど防災上の問題があります。

③ 安全な歩行者空間の確保

国県道などの幹線道路において、歩道が一部未整備な部分があるなど、歩行者にとって安全性の確保が必要となっている区間があります。そのため、高齢者の増加に従い、安全にまちの中を歩ける空間の確保が必要となっています。

④ 公共交通の利便性向上

高齢者の増加により、自ら自動車を運転できない人の増加が予想されることから、公共交通の重要性は高まることになります。常陸太田市における公共交通は鉄道とバスが中心となるため、立地適正化計画の集約と連携の考え方を踏まえた、市内の主要な拠点間を結ぶ(アクセスを支える)公共交通の維持・利便性の向上、結節点機能の整備が必要となっています。

また、地球温暖化などの環境問題の重要な原因となっている CO₂ の排出量の減少に対する取組に寄与するためにも、過度な自家用車利用から公共交通機関を適切に利用する方向へ誘導する交通施策も必要となっています。

⑤ 社会情勢等を考慮した道路整備のあり方の検討

本市では 36,580m の都市計画道路が計画され、整備が進められておりますが、計画の当初決定から 50 年以上経過した現在も整備が完了していない区間もあります。少子高齢化や人口減少、経済状況、市街地構造等、計画策定時からの社会経済情勢の変動や厳しい財政状況を勘案し、今ある整備済みの道路等の活用を図りながら地域の特色を活かした効率的な都市基盤施設整備が求められています。このため、茨城県都市計画道路再検討指針に基づき、長期間未

着手となっている区間を含む都市計画道路については、現在の社会情勢から都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価することで、計画の継続、変更、廃止も含め、その整備のあり方を再検討し、効果的で効率的な事業の推進が必要になっています。

(2) 交通施設の整備方針

広域的な交通を担う幹線道路については、未整備区間の整備促進を図ります。

立地適正化計画を踏まえて、各種誘導区域での集中的な都市基盤施設の整備を図るとともに、都市機能誘導区域と居住誘導区域や郊外の主要な市街地といった各拠点をつなぐ道路ネットワークを維持します。

また、利用者にとってわかりやすい道路を目指して、道路や公共公益施設、観光施設などの案内標識の整備を進めます。

① 広域的な交通を担う幹線道路

A. 主要幹線道路

主要幹線道路は、都市の拠点間を連絡するとともに自動車専用道路と連携し、都市に出入りする交通及び都市内の主な地域間相互の交通の用に供し、特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路です。

■国道 293 号常陸太田東バイパス

国道 293 号常陸太田東バイパスは、常陸太田市街地の外郭を形成する環状道路の役割を果たす道路の一つであり、東側に点在する住宅地や工業地を繋ぐ役割を持つ幹線道路です。

南部の大森町から四季の丘はたそめ地区までは既に供用されており、残りの未整備区間の整備促進に努めます。

■国道 349 号常陸太田バイパス

国道 349 号常陸太田バイパスは、常陸太田市街地の東部を南北に縦断し、南北方向の周辺市町村を繋ぐ道路です。

那珂市杉地内から常陸太田市瑞龍町地内までの区間の 4 車線化が進められており、これまで那珂市杉から本市の磯部町までの区間、三才跨線橋以北の区間が 4 車線で供用されています。また、東部土地区画整理事業と接する区間は無電柱化事業が令和元年（2019 年）度より進められています。残りの区間においても、引き続き 4 車線化の整備等の促進に努めます。

B. 幹線道路

幹線道路は、都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理し、居住環境地区等を含む都市の骨格を形成する道路です。特に市街地内においては、主要幹線道路、幹線道路で囲まれた区域内から通過交通を排除し良好な環境を保全するよう適切に配置します。

常陸太田市の幹線道路は以下の 7 路線があげられますが、いずれも中心市街地の骨格を形



成する中心的な道路です。

■国道 293 号（旧道）

常陸太田市街地と主に日立市や栃木方面の周辺市町村とを連絡する、市の東西を横断する道路です。鯨ヶ丘地区周辺の一部区間においては、周辺道路整備事業の進捗により都市計画道路としての必要性が低下する可能性を踏まえ、都市計画道路の見直しを検討します。

■国道 349 号（旧道）

市を南北に縦断する、市街地東側の骨格を形成する道路であり、常陸太田市街地と、主に水戸市や福島県方面の周辺市町村とを連絡する道路です。また、国道 349 号（旧道）の一部を担う幹線道路である都市計画道路広町馬渕下線沿道には、商業施設等が立地しており、今後も地域のニーズを踏まえ、道路機能の維持に努めます。

■県道日立笠間線

常陸太田市街地と日立市や笠間市等周辺市街地を繋ぐ道路です。今後、茨城北部幹線道路が整備されること等により、ひたちなか市や常陸大宮市等の周辺市町村への交通ネットワークの充実等が図られ、市民の利便性の向上が期待されます。

■（仮称）常陸太田南部幹線道路

（仮称）常陸太田南部幹線道路は、常陸太田市と、県北臨海部を結ぶ、通勤・通学道路として重要な役割を果たす道路です。常陸太田南部幹線道路として位置づけられている市道磯部天神林線と県道下土木内常陸太田線は、安全で円滑な交通の確保及び安全な通学の確保を目的に整備が進められています。近隣都市の一部区間においては、未整備の区間もありますが、本市では、既に全線で供用されています。

■県道常陸太田那須烏山線・県道常陸太田大子線

常陸太田市と大子町方面とを繋ぐ道路です。今後も地域のニーズを踏まえ、道路機能の維持・向上に努めます。鯨ヶ丘地区に繋がる一部区間においては、整備状況を踏まえ、都市計画道路の見直しを検討します。

■市道 0139 号線〔（仮）真弓トンネル〕

常陸太田市街地から山側道路を経由して、日立市街地を繋ぐ道路です。市道 0139 号線の整備により、日立市と本市間の通勤条件の改善などに加え、広域的な観点からの防災性向上や都市間交流の活発化などが期待されるとともに、緊急医療施設へのアクセス向上にも大きく寄与します。現在、四季の丘はたそめ地区から真弓トンネルまでの区間で事業が進められており、今後は、早期完成に向けた整備推進に努めます。

■都市計画道路新宿西宮線・都市計画道路西宮幡線

常陸太田市街地内の東西を繋ぎ、本線から市道 0139 号線、真弓トンネルを経由し、日立市

街地へアクセスする道路で、国道 349 号バイパス沿道地区の骨格となる道路です。舞鶴橋より東側は整備済み区間となっていますが、今後は、市道 0139 号線、(仮) 真弓トンネルとの連続性および交通機能の確保を図ります。また、残りの未整備区間については、代替路線の整備が見込まれることから、都市計画道路の見直しを検討します。

C. 補助幹線道路

補助幹線道路は、主要幹線道路又は幹線道路で囲まれた区域内において、幹線道路を補完し、当該区域で発生集中する交通を集約し適正に処理するための補助的なものです。また区域内において良好な都市環境を実現するため通過交通をできるだけ誘導しないよう配置します。

常陸太田市の補助幹線道路は、以下の 12 路線があげられますが、その内の 4 路線については、整備状況を踏まえ、都市計画道路としての必要性が低下する可能性を考慮し、都市計画道路の見直しを検討します。

■補助幹線道路の検討状況

番号	路線名称	都市計画道路の整備状況 (見直しの検討の必要性)
3・5・72	停車場増井西線	見直しの検討が必要
3・6・74	馬場小野下線	整備済み
3・6・75	東町武田前線	見直しの検討が必要
3・6・76	停車場関ノ上線	整備済み
3・6・77	栄町西山線	見直しの検討が必要
3・6・78	宮本町田町線	見直しの検討が必要
3・5・82	磯部十文字峰山線	整備済み
3・5・83	加藤町西沢目線	整備済み
3・5・85	栄町西宮線	整備済み
3・5・93	白坂曼荼羅寺前線	整備済み
3・5・94	曼荼羅寺前根道線	整備済み
3・4・96	岡田亀作線	整備済み

② 生活道路（住宅から幹線道路につながる幅員 4～6 m程度の道路）

市道整備が計画されている区間では、未整備区間の整備を進めます。また幅員 4m未満の狭い道路については、安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図るため土地所有者の協力を求め、建築基準法にも定められている幅員 4mの道路機能を確保できるように拡幅を進めます。

市街化区域内の住宅が密集している地区は、空地などの沿道の土地利用現況を踏まえつつ、拡幅を検討するなど、地区の住民とともに問題解決に向けた検討を進めていきます。

③ 歩道・自転車道路

市街地内の幹線道路については、歩道・自転車歩行者道の設置等により、歩行者の安全性確保に努めます。



また、立地適正化計画において都市機能の誘導を図る拠点として位置づけた JR 常陸太田駅周辺地区や鯨ヶ丘地区、国道 349 号バイパス沿道地区では、市民が集まる拠点として、高齢者や子育て世帯などをはじめとする多様な市民にとって快適に暮らすことのできる歩行空間の整備等を図ります。駅や商店街、公共公益施設等をつなぐ幹線道路は、高齢者や障害者等の多様な人の積極的な社会参加を図るため、段差解消等のバリアフリー化と同時に、歩行安全性の確保については、危険な道路横断箇所を改善します。また見にくい信号、標識等の改善、視覚障害者、車いす使用者が利用しやすい施設を整備します。また、点字ブロックの連続設置、警告用ブロックの敷設、改善により、視覚障害者の歩行の安全性を確保します。点字ブロックは、市役所、福祉施設、銀行などの生活上必要な施設のある地区を結ぶように敷設します。

歩道を歩きやすくするため、歩道脇や交差点付近へのポケットパークの設置や歩道の途中へのベンチ・案内板の設置など、休憩施設や案内施設の整備を進めます。

特に通学路について、歩道・自転車道がないなどの危険箇所については、歩道・自転車道の整備を進めていきます。

④ 公共交通

常陸太田市の主要な公共交通である鉄道、バスについては、市民の利便性向上を目指した施策の検討を図ります。民間の路線バスについては、常陸太田駅や本市内外の主要な交通結節点や立地適正化計画において都市機能誘導区域として位置づけられている拠点等と郊外の生活拠点や集落地、住宅団地などを広範囲に連絡するバスネットワークを維持できるよう、市民の利用促進を図ります。

駅前広場については、パークアンドライドやキスアンドライド、サイクルアンドライドを可能とする施設整備を行い、公共交通の結節点として、鉄道・バス等の乗り換えの利便性を向上し、地域公共交通網の充実を図ります。

なお、本市では既に地域公共交通網形成計画を策定しており、将来にわたり公共交通を維持していくとともに、まちづくりと連携した公共交通の形成を図ります。

また、これからの少子高齢化等を考慮し、公共交通機関の各施設においては、全ての人が利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方を導入し整備します。

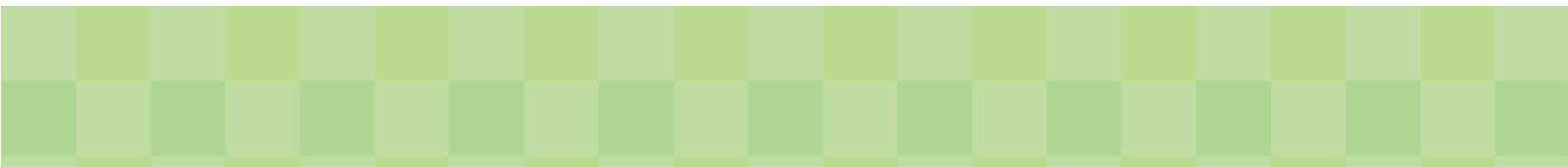
さらに地球規模の環境問題である CO₂ 排出量の増加による地球温暖化などの環境問題に対する取組として、過度な自家用車の利用から公共交通機関を適切に利用する方向へ誘導する交通施策などの推進に努めます。

そのほか、需要や採算性などの状況を踏まえながら、デマンドタクシーなど多様な交通手段の利用を働きかけるとともに、拡充を目指します。

⑤ 都市計画道路の整備のあり方の検討

コンパクトなまちづくりに向けて、立地適正化計画を踏まえながら、各種誘導区域において、集中的に都市基盤施設を整備するとともに、既存ストックをうまく活用しながら、持続的なまちづくりを目指します。

当初決定より長期間未着手となっている都市計画道路については、都市の骨格となる幹線道路の整備や市街地構造の大規模な変化等により、都市計画道路としての役割が大きく変化



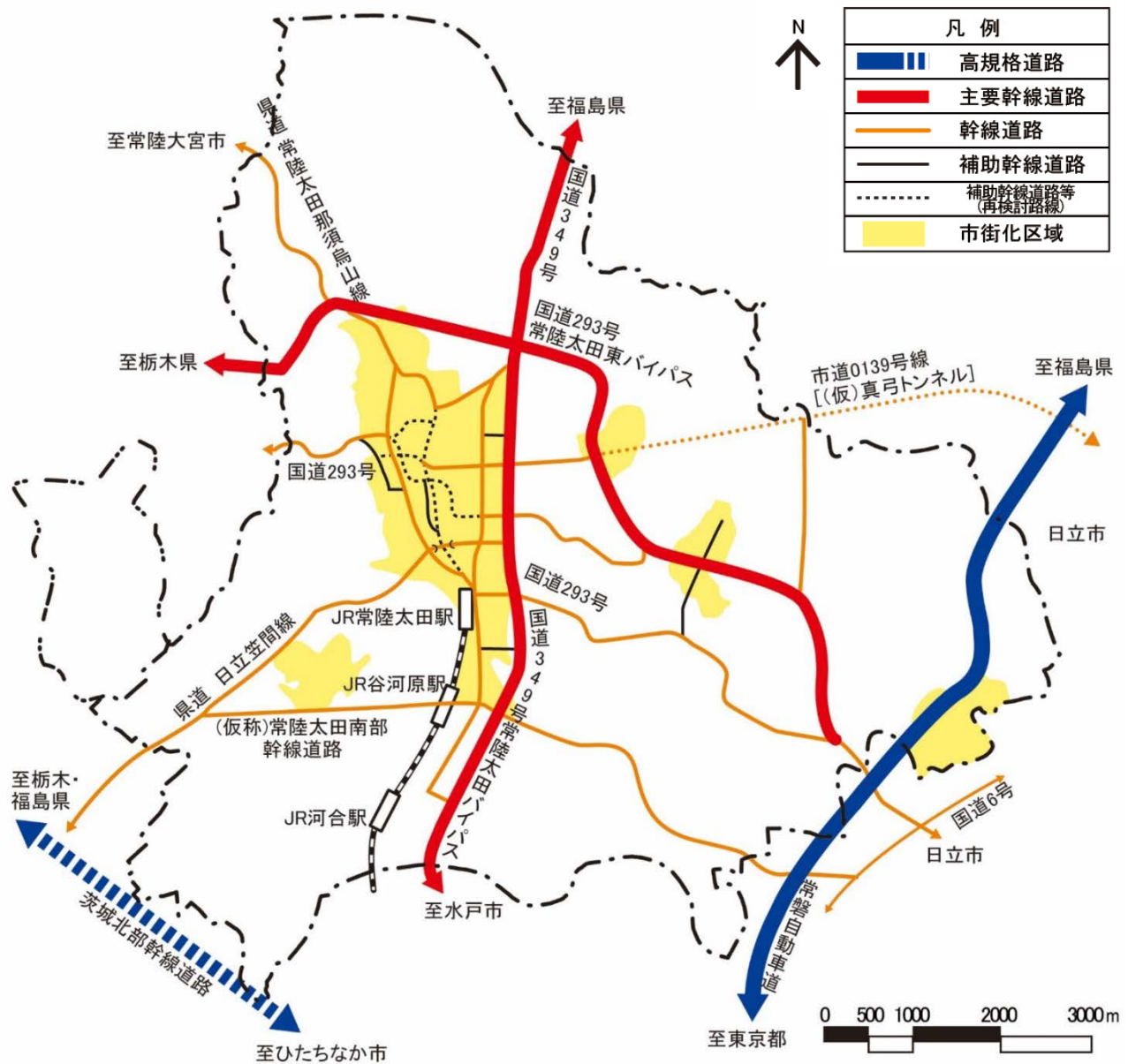
していることから、整備の必要性を精査し、計画の存続・変更・廃止の方針を示すとともに、示された方針に基づいて適切に都市計画手続きを行っていきます。

具体的には、本市では、既成市街地の外側に国道 349 号バイパスや国道 293 号バイパスが整備中であることや、大規模な新市街地の整備が進められていることから、都市構造が大きく変化することが予想されます。

上記のようなことから、これらに関連する路線を中心として、都市計画道路について再検討を行うこととします。



【将来道路網図】



4. 緑の整備方針

(1) 公園・緑地等の課題

① 都市公園の不足

既成市街地には規模の小さな公園は数多くあるものの、比較的規模の大きな近隣公園・地区公園がありません。

また、本市では山吹運動公園などが都市公園として整備されています。しかし、一人当たりの都市公園面積は 4.89 m²（平成 28 年（2016 年）時点）となっており、市都市公園条例で定める標準面積（10 m²/人）との比較において、量的水準が低くなっていることから、近隣公園や地区公園といった都市公園の整備や適切な維持管理を進める必要があります。

② ニーズの多様化への対応

従来、子供の遊び場として設置されていた小規模な公園ですが、少子高齢化が進む中で、利用者ニーズの変化がみられます。子供が安全に遊べる場の確保はこれまで同様必要ですが、高齢者が休息したり体操を行ったりする場所、コミュニティの場としての公園広場の活用がより注目されてきています。

さらに、子どもから高齢者まで、多様な人の利用を前提として、バリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮した、誰もが安全で快適に利用できる公園整備が必要です。

③ “水”の活用

常陸太田市内には久慈川や源氏川、里川、茂宮川などや、湧水、農業用水路、豊かできれいな水があります。“水”は常陸太田市にとって重要な資源の一つとして位置づけられます。こうした“きれいな水”は、親水、環境の観点からも保全し、活用を図る必要があります。

④ 豊かな自然環境の保全と市街地内の緑化推進

豊かな自然環境は常陸太田市の特徴でもあり、美しい景観を形成する重要な要素でもあります。本市の良好な風致や環境の維持に寄与する自然環境について、保全を図るとともに適正な維持・管理をすることが必要です。

また、市街地内においては緑が減少する傾向にあるため、道路緑化や民有地内緑化など、様々な方策により市街地内緑化を進めていく必要があります。

⑤ 大規模災害への対応

先の東日本大震災は、マグニチュード 9.0 の巨大地震と大津波により、東北地方及び関東地方に多大な被害をもたらしました。さらに、近年頻発するゲリラ豪雨やそれによる河川の氾濫、土砂災害等、多くの大規模災害が各地で発生しています。



地震、水害、土砂災害などの大規模災害が発生した際に、避難場所や物資の集積場など、防災機能を持つ公園が市街地内やその周辺に整備されている必要があり、災害に強い安全・安心な都市づくりの実現に向けた取組が求められています。

(2) 公園・緑地等の整備方針

① 都市基幹公園

都市基幹公園とは、都市住民を対象に配置される比較的大規模な公園で、都市公園のうち総合公園や運動公園が該当し、本市においては、山吹運動公園が都市基幹公園に該当します。

昭和 46 年（1971 年）に整備された山吹運動公園は、老朽化の進む箇所も見られるため、安全で快適に運動できる公園として、適切な維持管理を図るとともに、運動施設の整備等も必要に応じ検討し、利活用に努めます。

② 住区基幹公園

住区基幹公園とは、住民の生活行動圏域における比較的小規模な公園で、都市公園のうち、街区公園、近隣公園、地区公園が該当します。

近隣公園は主に近隣に居住する人が利用することを目的とする公園であり、地区公園は主に徒歩圏域に居住する人が利用することを目的とした公園です。これらの公園について整備の検討を進めます。適正な規模や配置に基づいた計画的な整備を推進します。また、立地適正化計画を踏まえ、各種誘導区域内への集中的な都市基盤施設の整備を図ります。

また、既に整備されている公園については、引き続き適正な維持・管理を図ります。

A. 近隣公園の整備

■金井近隣公園

国道 349 号バイパス沿道地区の区域内に設置することで、ゆとりある空間を生かした商業業務拠点の形成を積極的に図ります。

■(仮称)稲木町近隣公園

佐竹高校東側の、将来的に市街地を想定する区域内に設置します。

■(仮称)大森近隣公園

現在公園の少ない大森町に近隣公園の整備を行います。

■(仮称)馬場町近隣公園

馬場町の国道 349 号（旧道）沿道に整備を行います。

B. 地区公園の整備

■(仮称)磯部地区公園

磯部町の国道 349 号（旧道）と 349 号バイパスの間に整備を行います。

③ 緑地・緑道

市街地内の貴重な樹林地等の緑地については、都市計画法や都市緑地法などの制度を活用し、保全を図ります。

具体的には、鯨ヶ丘の主要な神社である馬場八幡宮及び若宮八幡宮については、鎮守の森や周辺の樹林を保全します。また、馬場八幡宮については隣接地への公園整備を検討します。

また緑道は、快適な散策路、サイクリングロード等として整備を図ります。

具体的には、河川沿岸のサイクリングロード、散策の道として源氏川自転車道、里川河岸緑道、久慈川サイクリングロードの整備を図り、全線供用を目指します。

国道 349 号（旧道）沿道から源氏川まで、「水と緑のプロムナード」の整備を図ります。

なお、都市計画区域外ではあるものの、特に良好な自然環境が保全されている緑地などに指定する自然環境保全地域に位置づけられている鍋足山や西金砂、東金砂地区については、その他の良好な自然資源や歴史的資源などをつなぐ、水と緑のネットワークの一部として保全を図ります。

④ 既存公園の再整備・維持

既設の公園については、引き続き適正な維持・管理を図ります。

利用が少なくなっている規模の小さな公園・広場等については、必要に応じて地域の実情や市民のニーズに対応した、活用しやすい公園へと再整備を行うことも検討します。例えば高齢者が集い、軽い運動をするための器具等をおいた高齢者の福祉に供する公園やペットと一緒に遊べるドッグ・ランなどへの変更が考えられます。また、地域の父母とプレーリーダーが一緒になって運営するプレイパークとして活用することで、子供が安全に多くの遊びを体験できる遊び場づくりの活用に努めます。

⑤ 公園のバリアフリー

公園の出入り口、園路等の段差解消や安全性の確保、便所等の施設を子どもや高齢者、障害者などが利用しやすいものとするなど、だれもが利用しやすい公園へとバリアフリー化を図ります。

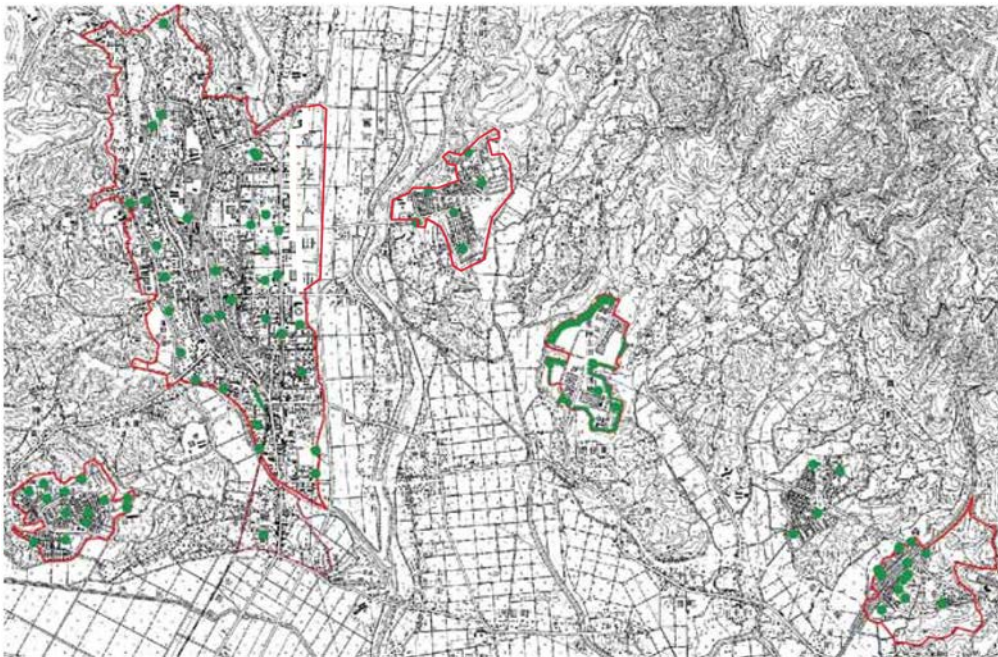
また、今後整備される公園については、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに基づいた設計計画を行います。

⑥ 農村部におけるコミュニティ拠点機能を持った広場の確保

郊外部に位置する各農業集落では、公共施設、寺社等の周辺に広場を確保し、コミュニティの拠点として利用可能なものとしします。



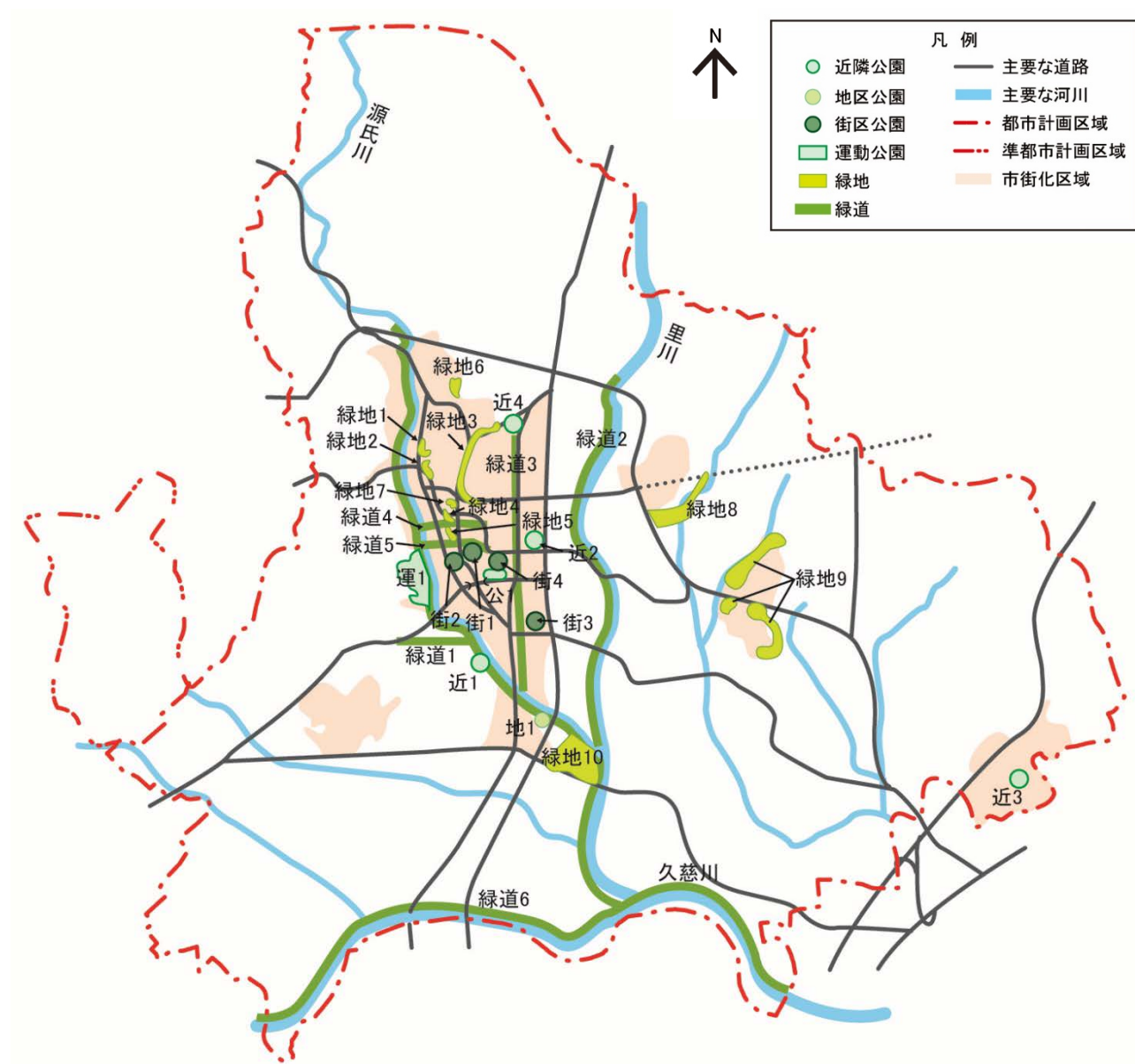
【既存の小規模公園】



■将来公園・緑地一覧表

種別	番号	名称
近隣公園	近 1	稲木近隣公園
	近 2	金井近隣公園
	近 3	大森近隣公園
	近 4	馬場町近隣公園
地区公園	地 1	磯部地区公園
街区公園	街 1	金井町児童公園
	街 2	西町児童公園
	街 3	木崎二町児童公園
	街 4	金井町第二児童公園
運動公園	運 1	山吹運動公園
緑地	公 1	木崎トンネル上
	緑地 1～5	市街化区域内斜面緑地等
	緑地 6	馬場八幡宮周辺
	緑地 7	若宮八幡周辺
	緑地 8	幡山
	緑地 9	常陸太田工業団地
緑道	緑地 10	峰山
	緑道 1	源氏川自転車道
	緑道 2	里川河岸緑道
	緑道 3	水と緑のプロムナード
	緑道 4	緑の坂道
	緑道 5	花の坂道
	緑道 6	久慈川サイクリングロードの一部

【公園緑地配置図】





5. 河川・下水道等の整備方針

(1) 河川・下水道等の課題

本市の南部から西部にかけて流れる久慈川をはじめ、里川など多くの河川が市内を流れています。これらの主要な河川については、治水面と利水面の双方からの整備・活用が求められています。

特に、久慈川などの比較的大規模な河川については、洪水など万が一の大規模災害に備えた対策を講じることが重要です。

また、限られた財政の中で、下水道の計画的な維持・管理による施設の長寿命化や段階的な改修・更新を進める必要があります。

(2) 河川・下水道等の整備方針

① 河川

久慈川をはじめ、里川や源氏川など、多くの河川があります。これらの主要な河川については、治水面と利水面の双方から、安全性と有益性のバランスを図り、築堤や樋門などを整備するほか、堤防を活用した散策路の整備や多自然型護岸などの多目的な整備・活用を検討します。

さらに、洪水など万が一の大規模災害に備え、流域他市町村などとの連携により、市民などの生命と財産を守る取り組みや、円滑な復旧・復興を図ります。

また、河川の浸水想定区域に位置する市街地などについては、建て付け地における盛土対策、日頃からの避難訓練や避難地・避難路の確保など、安全性を高めるための多様な対策を講じることで市街地を維持します。

源氏川は、市街地の西側を流下し市街地の骨格を形成する重要な河川であるため、河川空間の美化と水質の向上を図ります。また、茂宮川については、自然環境の保全や水質の向上に努めます。

さらに源氏川、里川、久慈川等の河川沿岸では、水辺まで下りていき、水と親しむことのできる空間づくりを進めます。

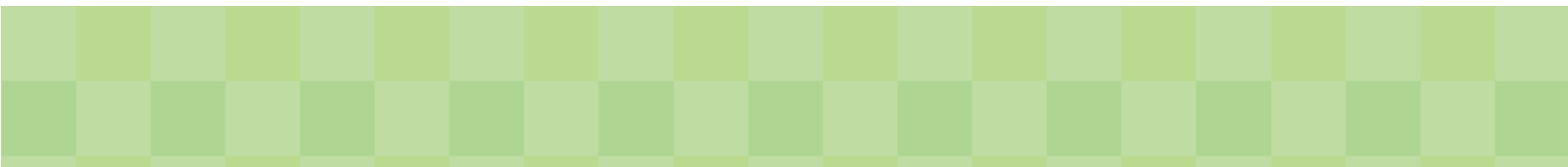
学校の近くにある河川について、子供が水辺を楽しめる河川改修を目指して水辺の楽校事業を行い、子供の水辺の学習・遊びを支えます。源氏川をはじめとし、里川や山田川など他の河川も適地があれば整備に努めます。

② 下水道

本市では、市民の健康的な生活の確保とともに、久慈川水系の豊かな自然環境や水田などの農地における営農環境の保全に役立てるため、下水道を中心とする污水排水対策に積極的に取り組みます。

污水排水については、那珂久慈流域下水道関連の公共下水道によって処理します。

また、公共下水道の処理区域以外の農村集落地においては、農業集落排水整備事業や合併処理浄化槽を適宜活用し、適切に処理します。



さらに、既存の下水道施設や農業集落排水施設は、予防保全的な維持管理や計画的な修繕・更新を進め、長寿命化を図るとともに、将来の効率的な事業の運営に向けた施設の統廃合等の広域化・共同化を検討します。

③ 井戸・湧水の活用

鯨ヶ丘地区周辺には太田七井といわれる井戸や湧水などが点在しています。これらの現存するものについて、水の枯渇に対応した保全策を検討するとともに、その周辺は景観に配慮した小公園等への活用を検討します。

また、災害による断水時に井戸水を有効活用できるような仕組みづくりを推進することで、生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ります。



6. 都市景観の整備方針

(1) 都市景観の課題

① 豊かな自然環境や変化に富んだ地形の活用

常陸太田市は、阿武隈山系と八溝山地の入り口に位置しており、南側の低地、中央部の台地、北側の丘陵という変化に富んだ地形をしています。こうした変化に富んだ地形は、美しい景観を提供してくれます。平成3年（1991年）には里川沿いの河岸段丘において、梱包芸術家のクリスト氏により、アンブレラプロジェクトが展開されました。里川が創り上げた河岸段丘の伸びやかな空間とその景観が、世界的な芸術家の目にとまったのです。こうした豊かな自然や景観を活用し、まちづくりに生かしていく必要があります。

② 歴史的建築物・街並みの減少

歴史的建築物が集積する地区として鯨ヶ丘があげられます。江戸時代から昭和初期にかけて鯨ヶ丘は棚倉街道の商業の集積地として繁栄したことから、現在もその名残の土蔵等の歴史的建築物が市街地の各地に見られます。しかし一方で、そうした歴史的建築物は老朽化が進むと、まちづくりの中で活用されないまま更新されてしまうことも多く、徐々に数を減らしてきています。鯨ヶ丘以外の地区でも寺社や農村家屋も含めると多くの歴史的建築物が立地しており、今後の保全・活用策が求められます。

③ 景観形成による居住環境の向上

建築行為が行われる場合には、周辺建築物や環境との調和を考えることが少ないため、その総体としての市街地も雑然とした街並みになることがほとんどです。美しく、落ち着いた街並みや居住環境を作っていくためには、個々の建築物の意匠のみならず周辺との調和を考えることが重要であり、そのため建築形態の規制誘導によって、商業施設や住宅の外観等の景観形成を検討していく必要があります。自然環境と調和した住環境や景観に配慮した歩行空間の形成（電線類地中化）など、良好な市街地景観を形成・維持していくことで、市全体の魅力を高めていくことが重要です。

(2) 都市景観形成方針

常陸太田市の景観構成は、常陸太田市景観形成基本計画において、地形や土地利用、歴史的背景などから山地景観、歴史的市街地景観、新市街地景観、農業集落景観、道路景観、河川景観の6つに区分されています。そこで、それぞれの景観に対し、次のような景観形成方針で臨みます。

また、無秩序な開発等により景観が破壊される恐れがある地区（鯨ヶ丘商店街、国道349号バイパス沿道地区等）については、住民意向をふまえながら景観法に基づく景観計画区域の導入を検討

します。なお、常陸太田市景観形成基本計画は、旧常陸太田市のみを対象区域としていることから、本市全体での良好な景観整備を図るため、景観法に基づく景観計画の策定を検討します。

① 山地景観

高鈴山、真弓山、国見山と、山間の集落や寺社は、本市の背景として重要な骨格となっています。

本市の山地景観は、「太田の山並みを守る」ことを基本方針として、山の自然や谷を形成する河川の川辺、山地の農地が帯状に広がる特徴的な景観などを保全します。また、谷間の集落と周辺の自然的な景観との調和を目指し、山地から市街地や水田への眺望を守ります。

② 歴史的市街地景観

常陸太田市中心部の鯨ヶ丘は、佐竹・徳川の時代からの特徴が街道沿いの街並みや蔵、坂に表れており、常陸太田市の特徴ある景観となっています。

本市の歴史的市街地景観は、「街道沿いの街並みをつくる」ことを基本方針として、歴史的建造物を活用した落ち着いた街並みを形成します。一般の建物については、街並みとの調和に配慮し、落ち着いた景観を目指します。坂や斜面などの自然は保全を図りつつ、散策路などの動線を確保するほか、高台から周辺への眺望を守ります。

③ 新市街地景観

四季の丘はたそめ地区や真弓ヶ丘団地地区、佐竹南台団地地区、常陸太田工業団地、国道349号バイパス沿道地区などの新たに整備された市街地は、整然とした街並みが新たな景観となっています。

本市の新市街地景観は、「新しいまちと周辺の緑の調和を維持する」ことを基本方針として、住宅団地や工業団地などの新市街地と、周辺の自然環境とが調和するよう緑化を進め、良好な景観の維持を図るほか、新市街地から周辺の農地等への眺望を守ります。

また、新たに開発する地区については、周辺の自然にも配慮するとともに、賑わいを感じられる都市的な空間を整備します。

さらに、歩行空間等においては、良好な景観形成を図るため電線類の地中化等に取り組みます。

④ 農業集落景観

南部の久慈川沿いの低地には、広大な水田、農家住宅・斜面林といった集落があり、中央の丘陵地から山間部にかけては、里川沿いの地形に沿った水田と街道沿いの集落が形成されています。これらの集落と水田は、常陸太田市の広がりを表す景観となっています。

本市の農業集落景観は、「田んぼの広がりが続く景観を守る」ことを基本方針として、低地の集落では、河川を軸として広がる水田に集落が縞状に浮かぶ形状を保全します。また、水田と集落の向こう側に、丘と山並みを眺望できる景観を守ります。



⑤ 道路景観

山地から市街地、田園地帯を横断する国道 293 号（旧道）、丘陵地帯を横断する整備中の国道 293 号バイパス、山地から谷間、市街地、田園地帯を縦断する国道 349 号（旧道）、田園地帯を縦断する国道 349 号バイパスが道路景観を形成しています。

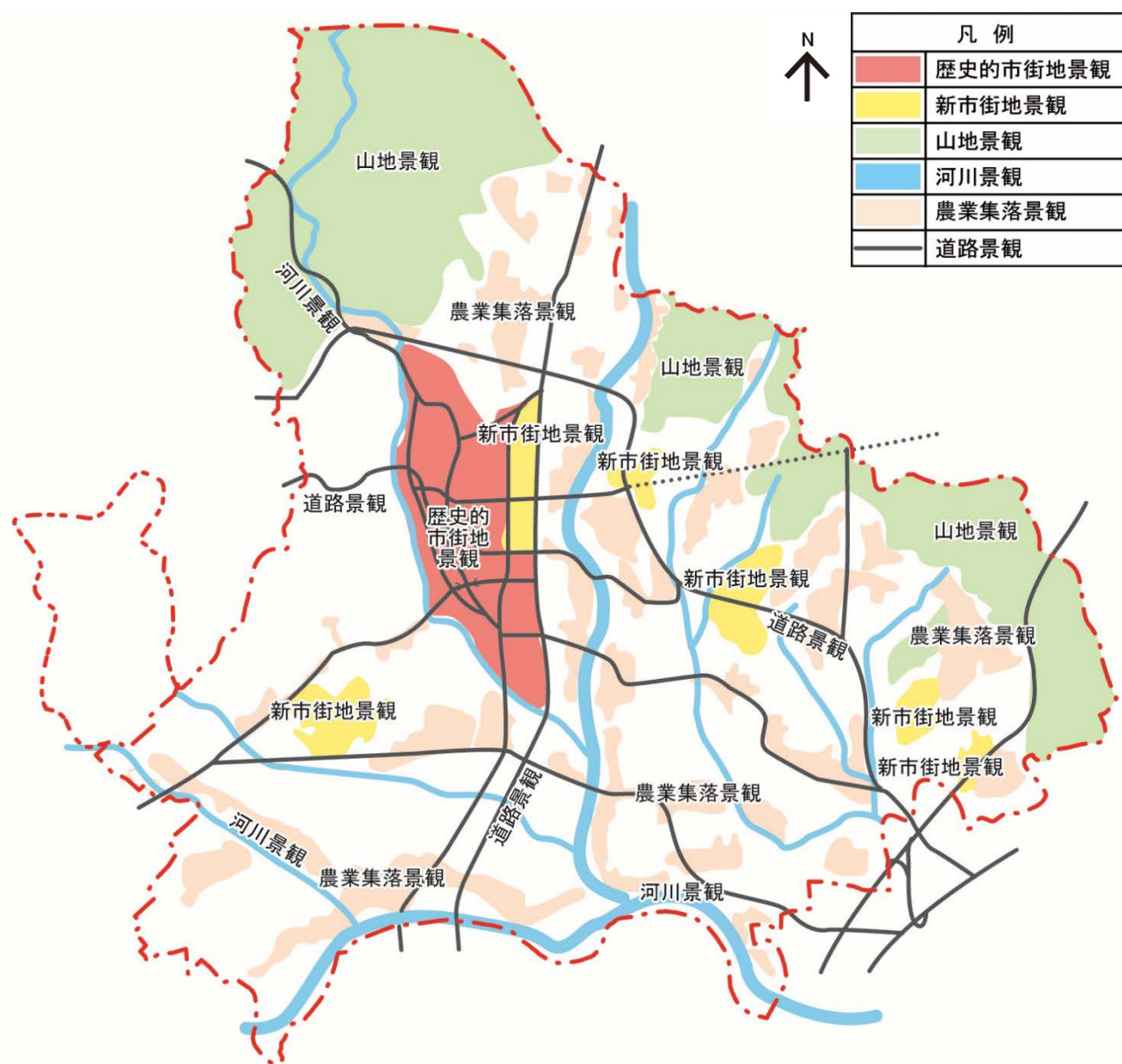
本市の道路景観は、「地域にとけ込む暮らしの道づくり」を基本方針として、道路景観を形成・維持します。山地の道路景観については、家並みや農地、樹林・河川など変化ある景観を楽しむことのできる道づくりを進めます。歴史的市街地の沿道景観については、落ち着いたのちある道づくりを進めるため、舗装形態の配慮や植栽の工夫、広告物等の色彩誘導などを行うことが考えられます。新市街地の道路景観については、整った街並み、水田の広がり、山並み等を楽しむことのできる眺望空間を確保した道づくりを進めます。農業集落の道路景観については、水田の広がり、台地の斜面林、背景の山々を見渡すことのできる道づくりを進めます。また、今後整備する都市計画道路については、周辺の山並みの緑と調和する街路樹の配置を行うなど、都市景観に配慮した道路整備を進めます。

⑥ 河川景観

本市の中央の谷間や田園地帯を南に流れる里川、山地から市街地を南に流れる源氏川、南部の水田を東に流れる久慈川が河川景観を形成しています。

本市の河川景観は、「水辺とくらしから広がる太田の川づくり」を基本方針として、水辺空間づくりを進めます。山地の河川景観については、河川を覆う谷の緑が眺望できる川づくりを進めます。歴史的市街地の河川景観については、市民が身近にふれることができ、市街地へ潤いを与える水辺空間づくりを進めます。農業集落の河川景観については、農業の営みを助け、集落の居住環境向上を図る、農村的な河川空間づくりを進めます。

【景觀骨格構成圖】





(3) 都市景観の重点地区

■重点地区：国道 349 号バイパス、国道 293 号バイパス沿道

国道 349 号バイパス及び国道 293 号バイパスは、周辺主要都市と常陸太田市を繋いでいます。また、常陸太田市には多くの観光資源があり、その多くが自動車利用を前提としたものとなるため、観光用道路として重要な位置づけにあります。そのため、シーニックバイウェイを参考としながら、これら 2 路線沿道について、景観誘導を中心とした沿道地区の整備を進めます。

【路線区間ごとの主な街づくりの課題】



7. 防災・防犯の整備方針

(1) 防災・防犯の課題

① 密集市街地の大規模災害への対策

大規模地震などの災害時には、市街地において建物倒壊や大規模火災等が発生する恐れがあります。特に道路が狭く、木造建物の密集する市街地においては火災の延焼拡大や、道路閉塞・段差の発生等により避難・救急救助活動が困難になることなどが予想されます。このため密集市街地での大規模災害への対策が必要となってきます。

また、安全で円滑な避難のため、緊急輸送道路や歩行空間形成（電柱類地中化）が重要です。

② 地震災害への対策

本市では、先の東日本大震災によって、久慈川沿岸において液状化被害や道路や宅地等の土地の陥没や隆起、建築物や工作物の破損といった被害がありました。また、近い将来発生が予想されている首都直下型地震による被害等も想定されるため、東日本大震災の被害を教訓とした地震災害への対策が必要となっています。

東日本大震災の経験から、山地が多いことを踏まえ、道路での土砂災害発生時に地域分断を防止する対策や緊急医療施設へのアクセスを確保するほか、隣接都市や関係機関との避難時の体制強化・構築が重要です。緊急輸送を支える道路ネットワークの確保や、生命を守るための避難路や緊急避難場所の役割を担う公園・緑地の確保、災害時の都市基盤施設やライフラインの機能維持・確保が求められています。また、建築物や工作物の耐震性や防火性を向上させるとともに、液状化対策なども必要です。

③ 水害への対策

本市は久慈川水系に属し、その支流河川を多く擁しております。近年における地球温暖化の進行により、令和元年台風第19号等、全国的に集中豪雨が増加する傾向にあり、全国各地で想定外の河川の氾濫、土砂災害等が発生しています。このため、洪水時の浸水情報と避難方法等にかかる情報を事前に提供し、円滑かつ迅速に避難できるように、ハザードマップを活用すると共に、気候変動を踏まえながら河川の安全性を点検し、河川改修等、必要な治水対策を早急に行う必要があります。特に、久慈川は本市を含めて周辺市町を流れることから、地域が連携した取り組みが求められるとともに、国や県とも連携し、多重防御治水により被害の最小化を目指す必要があります。

さらに、土砂災害や浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない地域、災害に対する安全性が確保しやすい地域への居住や、各種都市施設の誘導を推進することが求められています。



④ 原子力災害への対策

常陸太田市は市内全域を原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に屋内退避などの防護措置を行う UPZ（Urgent Protective action planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）としています。また、本市の東部を含む都市計画区域の大部分を、原子力防災対策を重点的に充実すべき EPZ（Emergency Planning Zone：緊急時計画区域）としているため、予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う必要があります、原子力災害への備えが必要です。

⑤ 防犯まちづくりの必要性

茨城県の刑法犯罪認知件数は、平成 14 年（2002 年）度の約 6 万 8 千件でピークを示して以降、減少傾向となっていますが、凶悪犯・粗暴犯などは増加傾向にあり、地域住民の体感治安は悪化しています。犯罪を防止し、安全な社会を実現するために、建物や道路、公園などの設計を工夫することで、機能性や快適性を損なうことなく、防犯性を高めていく必要があります。

また近年では、人口減少等に伴い、各地で空家・空地が増加しています。放置された空家・空地では、不法侵入や不法占拠、不法投棄、放火といった原因となるなど、治安の悪化が問題となっており、空家・空地の適正な管理・活用が必要となっています。

(2) 防災・防犯まちづくりの方針

「茨城県都市計画マスタープラン震災対策編」や「常陸太田市地域防災計画」などを踏まえた各種大規模災害の未然防止と被害軽減や、災害発生後の速やかな復旧が図れるよう、防災に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害の種類に応じた実効性のある防災体制の整備・強化を図ります。

① 地震防災の方針

A. 耐震化の推進

防災拠点となる市役所庁舎や学校などの公共施設については、優先的に耐震化が進められており、引き続き耐震化率 100%の達成を目指します。住宅についても、耐震診断や耐震改修への支援を検討し、住宅の耐震性強化を促進します。

耐震診断や耐震改修などによる建築物や公共施設などの耐震性の強化を図るとともに、看板などの付属物の落下防止対策を促進します。また、地盤改良や建築物の基礎への対策などを進めることにより、公共施設などの液状化対策を促進します。

さらに、道路、鉄道、河川、橋梁・トンネル・法面、堤防などの土木施設についても耐震性の強化を推進するとともに、震災を受けても早期に機能を回復し、損傷を軽減できるよう、長期的な展望を踏まえながら、施設の計画や構造に配慮します。

B. 防災拠点

公園や運動場、学校などの公共施設は、災害時の緊急避難場所、支援物資の集積・配分及び緊急医療など、様々な活動拠点となることから、非常用照明設備や耐震性貯水槽などの防災施設を整備し、防災機能の強化を図ります。被災者が安心して避難生活を送ることができるよう、避難所などの機能の充実を図るほか、子どもや高齢者などにも配慮した支援体制を整備します。

また、人口や建物が集積する地区においては、避難路や、延焼遮断帯となる幹線道路、河川、公園・緑地などの防災空間を確保するほか、不特定多数の人が特に多く集まる場所では、避難誘導標識などの充実を図ります。

さらに、防災上重要な役割を果たす都市施設が被災した際に機能を補完できるよう、コスト面にも配慮しながら施設の代替性を確保します。

C. 避難路

都市計画道路等の幹線道路は、大規模災害時の避難路や、救援物資の輸送路等として機能するため、建物倒壊による道路閉塞への対応が必要です。そのため十分な道路幅員の確保や歩道の設置を図るとともに、建物が密集した地区については沿道建物の耐震化や、沿道への高木の植樹等の対策を検討します。一部、防災拠点と幹線道路が離れている場合は、大型車両が通行可能な進入路の整備を進めます。

徒歩による避難を基本とし、火災による延焼の恐れがある密集市街地などを中心に、避難路や避難所の整備を進めるとともに、わかりやすい避難誘導標識などの設置に努め、安全で迅速な避難を可能とする避難路などの整備を進めます。

また、救命救急活動や救援物資輸送などを支える緊急輸送道路網の形成を進めるとともに、防災拠点・医療施設などへのアクセス強化を図ります。

高速道路や国道・県道などの緊急輸送道路が被災した際に代替となる道路を整備・拡充し、交通ネットワークの代替性や多重性を確保するとともに、周辺都市との相互連携体制の構築を図ります。

D. 中心市街地

建物が密集した中心市街地では、建物の不燃化・耐震化、幹線道路の整備、高木の植樹、公園などの空地確保等による延焼遮断帯の形成を進めるとともに、狭あい道路の解消に向けた道路整備等を進め、安全で良好な住環境の形成を図ります。

E. 都市の強靱化

高齢化や人口減少を踏まえ、都市基盤施設の早期復旧や効率的な応急対策を支えるため、人や高次の機能の集積性の高い都市づくりを進めます。

また、集約型の都市構造の実現に向けて震災に強い公共交通の維持・活性化を促進し、震災時のエネルギー逼迫に対して、耐久力・持久力を発揮できるよう、公共交通や自転車の利用促進など省資源型の生活や都市づくりを進めます。さらに、鉄道、バス、BRTなどの多様な交通手段を活用し、これらを効果的に組み合わせることにより、震災時における代替性の高い交通輸送手段の確保を図ります。



上下水道、電気、ガス、電話、通信などのライフライン設備については、震災時にも安定供給ができるよう、耐震能力向上や再生可能エネルギーなどを利用した自家発電設備の確保などを促進します。

また、震災に関連する各種災害履歴や地域の特性などを踏まえ、災害の危険性を考慮した計画的で安全性の高い土地利用を誘導するとともに、災害時における避難経路、物資運搬経路としての機能を確保し、被害を最小限にとどめ、歩行空間の確保等をめざし、電線類の地中化を図ります。

F. 地域コミュニティの防災・防犯

地縁的なつながりによる地域コミュニティは、地域住民が助け合って生活を営む基盤であるとともに、災害発生時における地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たしていますが、人口減少や少子高齢化、人口流動、職住分離といった社会の変化に伴って、地縁的なつながりの希薄化・地域コミュニティの衰退により、地域における安全・安心の確保が危ぶまれています。

そこで、本市では、地域内の町会や公民館、子ども会、老人クラブなど地域で活動する団体をネットワーク化し、団体間の意見交換や情報の共有化を図り、地域住民の連帯感を醸成することを目的に、「新たな地域コミュニティ」の組織作りに向けた取組を行っています。

さらに、大規模な震災等の救助活動に際して、地域コミュニティの担う役割は大きいため、地域住民による自主防災組織の強化を目指して、防災訓練の実施など、日常的なコミュニティの強化を促進します。従来から形成されている人のつながりや地縁・血縁などの地域コミュニティの存続・維持に努め、地域防災力の向上を図ります。

② 水害防止の方針

水源となる森林等の保全、大規模開発における雨水排水調整機能の整備等、雨水の急激な流出の抑制を図りながら、河川等を管轄する関係機関と連携して河川改修を促進します。特に、被害が拡大しやすい市街地内河川、水路等、重点的に整備を促進する箇所を明確にするなど、災害に強いまちづくりをすすめると共に、円滑かつ、迅速に避難できるよう事前に情報を提供するため、ハザードマップの活用を図ります。

また、河道の流下能力の向上や湧水機能の確保・向上等について、国・県とも連携して治水対策を講じるとともに、立地適正化計画とも連携し、浸水が想定される区域の土地利用や住まい方を工夫する方策なども組み合わせて社会経済被害の最小化を図ります。

さらに、市民への災害関連情報の発信等により、平常時から防災意識の向上を図ります。

③ 原子力防災の方針

常陸太田市は市内全域において、予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う必要があります。放射性物質の放出があり、放射線量が基準値を超えた際には、避難行動が行われることとなるが、避難する車両の集中により渋滞を引き起こす可能性があることから、避難路となる道路の整備が必要となります。

また、「常陸太田市地域防災計画(原子力災害対策計画編)」及び「常陸太田市原子力災害広域避難計画」に基づき、原子力災害が発生、または発生するおそれが生じた場合に備えた防災対策に取り組むほか、平常時から災害関連情報の周知等により、防災意識の向上を図ります。

④ 防犯まちづくりの方針

少子高齢化や人口減少などによる担い手不足や個人の価値観・ライフスタイルの多様化などにより、住民同士のつながりが希薄になってきています。地域コミュニティの機能が弱まることで、地域社会の連帯感・一体感の低下、犯罪や事故に対する地域防犯機能の低下など、防犯上でも問題が顕在化しています。そこで、本市では前述のように、「新たな地域コミュニティ」の組織作りに向けた取組を行っています。

安全な社会の実現に向けた取り組みとして、市、事業所及び市民の連携・協力のもとに、防犯まちづくりを進めます。防犯まちづくりとは、犯罪の起きる環境（状況）に着目し、犯罪の誘発要因を除去して、より安全で快適な環境づくりを目指すものです。例えば、施設整備の計画段階からの防犯という視点の導入や、コミュニティづくりとの連携、防災・交通安全、福祉など他の分野との連携により、より高次元の「安全・安心」を目指します。

特に道路、公園、駐車場、駐輪場等の不特定多数の人が利用する施設については、街路灯・防犯灯の設置や見通しの確保など、犯罪の防止に配慮した構造や設備等に関する事項の検討により、防犯性の高い施設の整備を進めます。住宅についても、防犯設備の設置や死角の排除など、犯罪の防止に配慮した構造・設備等に関する事項の検討により、防犯性の高い住宅の普及を図ります。

さらに、放置された空地・空家は治安の悪化にもつながるため、適正な管理・活用を図ります。



【防災まちづくりの方針図】

